

# 入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）による。
- (3) 入札数量の上限数量 : 農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する数量。  
この数量は、各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係るすべての対象米穀に対する入札数量の上限である。
- (4) 申込数量の制限 : 入札書に記載する申込数量は、対象米穀一覧表の各整理番号の提示数量を超えてはならない。  
対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号については、入札書に記載する申込数量を、当該整理番号の提示数量の全量とする。
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの玄米60キログラム当たりの価格及び数量（トン）により行うものとする。  
初度の申込みに係る入札において落札残が生じる場合は、落札残について入札を行う。  
入札は、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）の機能を用いて実施する。
- (6) 引取期限 : 令和7年4月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

### 2 入札に参加する者

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知）第2の3により、入札に参加する者の要件を満たすことを農林水産省農産局長から通知を受けている者（以下「入札参加者」という。）。

### 3 入札関係書類の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 掲載ウェブサイト

入札書の様式は、受託事業者、年産によって整理番号等が異なるので注意すること。

① 丸紅食料株式会社 食品農産部 フードソリューション一課の掲載ウェブサイト

<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>

② 農林水産省農産局のウェブサイト（政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku\\_hambai.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hambai.html)

(2) 期間：令和7年3月3日（月）から令和7年3月10日（月）まで

#### 4 入札説明会

入札参加者を対象に、農林水産省農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）との共催で入札説明会を行う。

(1) 参加申込期限： 令和7年3月4日（火）10：00

(2) 申込方法： 下記の申込先メールアドレスに、法人名、出席者の所属、役職及び氏名並びに連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記載した電子メールを送信すること。

メールの件名は「令和7年3月4日入札説明会参加申込み（〇〇）」とすること。

注：「（〇〇）」には、法人の略称を記入。

申込先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(3) 入札説明会開催日時：令和7年3月4日（火）15：00～

(4) 開催方法等：WEB会議（Microsoft Teams）により開催する。

参加者は、貿易業務課から送信するWEB会議用のURLにより参加する。

#### 5 入札書の提出方法等

(1) 提出先

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換えする。）

(2) 入札書等受付締切日時

① 初度の申込み

令和7年3月10日（月）10時00分必着

② 落札残がある場合の申込み

令和7年3月11日（火）16時00分必着

※ ①の入札の進行状況により、時間を変更する場合がある。変更する場合は、貿易業務課から、入札参加者に連絡する。

### (3) 入札書の作成方法

入札書は、別紙2の入札書（注）により、受託事業体別、年産別に作成すること。

※注：入札書の電子ファイルは、貿易業務課から入札参加者に提供する。

入札を希望する整理番号の申込数量（トン単位）、申込単価（円/玄米60kg当たり）を入力すること。

入札を希望しない整理番号の申込数量欄及び申込単価欄は空欄とし、「0」（ゼロ）を含めて何も入力しないこと。

入札の様式は、行及び列の加除、整理番号の変更又は削除をはじめ、様式の変更を行わないこと。

入札書のファイル名は、「受託事業体：○年産：○度：入札参加者（略称）」とすること。（例：「〇〇食糧：6年産：初度：〇〇米穀」）

### (4) 入札書の提出方法

入札書を添付した電子メールを、(1)の提出先メールアドレスに、(2)の入札書等受付締切日時までに送信すること。

提出先メールアドレスに電子メールを受信後、貿易業務課から入札参加者に入札書を受領した旨を返信する。（一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課に問い合わせさせていただきたい。（夜間、休日を除く。））

返信メール送信後の入札書の変更、再提出は認めない。

また、入札書を添付した電子メールが複数回送信された場合は、最も早く到着した電子メールを有効とする。

## 6 入札（開札）を執行する日時

(1) 日時：令和7年3月10日（月）～令和7年3月12日（水）

(2) 入札は、米麦システムの機能を用いて実施する。

## 7 入札の無効又は取消し

(1) 本公告に示した入札参加者でない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した入札並びに申込単価に円未満の端数を付した入札は、無効とする。

(3) 同一の整理番号に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。

(4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する入札を取り消すことがある。

(5) その他この入札に関する制限に違反する入札は無効とする。

## 8 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 入札参加者から提出のあった入札書において、整理番号ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない農林水産省職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- (5) 落札残に係る入札においては、入札参加者が入札書に記載した各整理番号の申込数量から、当該整理番号に係る落札数量を差し引いた数量を申込数量とする。

## 9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 10 契約情報の公開

当該入札に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

## 11 同意事項

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。
- (3) 引取期限（令和7年4月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
  - ① 不履行が判明した時点で次回の入札に参加できないこと。
  - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があること。

## 12 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。

- (2) 2の「入札に参加する者」については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合があります。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

令和7年3月3日

所在地：東京都中央区京橋1-12-5京橋YSビル

受託事業体名：丸紅食料株式会社

食品農産部フードソリューションズ課

担当：山本、北寺

電話：070-4024-1203/070-4024-1204

【別紙 1】

## 政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体：丸紅食料株式会社

整理番号	保管倉庫の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	備考
35001	宮城県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	737	737,040
35002	宮城県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	1475	1,475,280
35003	宮城県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	729	729,000
35004	宮城県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	415	415,290
35005	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	フレコン 1,020	2160	2,160,360
35006	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	817	817,020
35007	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	フレコン 1,020	778	778,260
35008	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	紙袋 30	606	605,820
35009	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	フレコン 1,020	1051	1,050,600
35010	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	795	794,580
35011	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	870	870,090
35012	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	1等	フレコン 1,020	439	438,600
35013	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	あきたこまち	2等	紙袋 30	427	426,630
35014	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	1011	1,010,880
35015	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	785	784,680
35016	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	1101	1,100,520
35017	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	423	423,360
35018	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	395	395,280
35019	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	507	506,580
35020	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	558	558,360
35021	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	487	487,080
35022	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	長野県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	453	452,580
35023	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	605	604,800
35024	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	461	461,160
35025	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	富山県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	835	835,350

(注) 備考欄の数量は、当該ロットの実重量 (kg) である。

## 政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体：丸紅食料株式会社

整理番号	保管倉庫の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	備考	
36001	青森県	水稲うるち玄米	令和6年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン	1,080	451	451,440
36002	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	188	187,920
36003	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	1,125	1,125,360
36004	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	532	532,410
36005	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	401	400,860
36006	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	28	28,200
36007	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	3等	フレコン	1,020	18	18,360
36008	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	100	100,440
36009	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	109	109,170
36010	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	紙袋	30	25	24,870
36011	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン	1,080	39	38,880
36012	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	2等	フレコン	1,080	41	41,040
36013	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ササニシキ	1等	フレコン	1,080	278	277,560
36014	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ササニシキ	1等	紙袋	30	32	32,130
36015	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ササニシキ	2等	フレコン	1,080	37	36,720
36016	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ササニシキ	2等	紙袋	30	10	10,080
36017	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	993	992,520
36018	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	352	351,810
36019	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	フレコン	1,080	49	48,600
36020	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	紙袋	30	155	155,100
36021	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	317	317,220
36022	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	324	323,940
36023	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	65	64,800
36024	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	12	11,820
36025	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	224	224,400
36026	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	21	21,450
36027	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	フレコン	1,020	40	39,780
36028	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	386	385,560
36029	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	385	384,690
36030	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	フレコン	1,080	39	38,880
36031	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	3等	紙袋	30	13	12,510
36032	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン	1,080	218	218,160
36033	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	697	696,600
36034	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	149	149,070
36035	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	2等	紙袋	30	72	71,730
36036	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン	1,080	532	532,440
36037	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	紙袋	30	66	65,820
36038	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	2等	フレコン	1,080	14	14,040
36039	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	455	454,680
36040	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	93	93,360
36041	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン	1,080	205	205,200
36042	宮城県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	紙袋	30	17	17,070
36043	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	1,220	1,219,920
36044	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	フレコン	1,020	53	53,040
36045	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	フレコン	1,020	99	98,940
36046	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	64	63,600
36047	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	273	273,360
36048	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	フレコン	1,020	115	115,260
36049	秋田県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	46	45,900
36050	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	439	438,930

整理番号	保管倉庫の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量(トン)	備考	
36051	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	151	150,600
36052	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	199	198,900
36053	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	320	320,400
36054	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	53	53,040
36055	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	フレコン	1,020	13	13,260
36056	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	フレコン	1,020	19	19,380
36057	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	64	63,960
36058	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	21	21,330
36059	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	紙袋	30	22	22,110
36060	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン	1,080	393	393,120
36061	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋	30	285	284,700
36062	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋	30	76	76,440
36063	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	3等	紙袋	30	21	21,030
36064	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	80	79,560
36065	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	299	299,070
36066	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	85	85,050
36067	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	51	50,670
36068	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	132	131,790
36069	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	3等	紙袋	30	11	11,100
36070	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	53	53,040
36071	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	68	68,490
36072	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	フレコン	1,020	13	13,260
36073	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	691	691,200
36074	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	423	423,300
36075	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	973	973,050
36076	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	157	157,200
36077	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	3等	紙袋	30	15	15,150
36078	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	26	25,920
36079	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	120	119,940
36080	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	294	293,760
36081	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	629	628,770
36082	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	紙袋	30	85	85,110
36083	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	3等	フレコン	1,020	14	14,280
36084	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	フレコン	1,020	11	11,220
36085	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋	30	357	357,300
36086	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋	30	63	63,000
36087	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	78	77,760
36088	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	ひとめぼれ	1等	紙袋	30	272	272,160
36089	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	フレコン	1,080	337	336,960
36090	山形県	水稲うるち玄米	令和6年産	宮城県	まなむすめ	1等	紙袋	30	26	25,920
36091	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	50	49,680
36092	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,080・1,020	102	102,060
36093	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	272	271,980
36094	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	34	33,930
36095	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	3等	紙袋	30	18	17,640
36096	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,080・1,020	148	148,380
36097	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	31	31,260
36098	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	フレコン	1,080・1,020	30	30,360
36099	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	紙袋	30	19	19,170
36100	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	3等	フレコン	1,020	10	10,200
36101	福島県	水稲うるち玄米	令和6年産	千葉県	ふさこがね	1等	フレコン	1,020	40	39,780
36102	栃木県	水稲うるち玄米	令和6年産	栃木県	とちぎの星	1等	フレコン	1,020	100	99,960
36103	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	埼玉県	彩のかがやき	2等	フレコン	1,020	35	34,680
36104	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	埼玉県	彩のかがやき	3等	紙袋	30	64	63,930
36105	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	埼玉県	彩のきずな	3等	フレコン	1,020	39	38,760

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	備考	
36106	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	埼玉県	彩のきずな	3等	紙袋	30	38	37,980
36107	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	4,033	4,033,080
36108	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	1,025	1,025,340
36109	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	フレコン	1,020	248	247,860
36110	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	172	171,630
36111	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	107	106,800
36112	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	95	94,650
36113	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	1,806	1,806,420
36114	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	885	885,240
36115	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	フレコン	1,020	71	71,400
36116	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	2等	紙袋	30	79	78,900
36117	埼玉県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	3等	紙袋	30	24	24,060
36118	千葉県	水稲うるち玄米	令和6年産	千葉県	ふさこがね	1等	フレコン	1,020	62	62,220
36119	千葉県	水稲うるち玄米	令和6年産	千葉県	ふさこがね	3等	フレコン	1,020	97	96,900
36120	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	291	290,700
36121	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	88	88,200
36122	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	フレコン	1,020	45	44,880
36123	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	2等	紙袋	30	88	88,200
36124	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	3等	フレコン	1,020	11	11,220
36125	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	フレコン	1,020	124	124,440
36126	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	フレコン	1,020	147	146,880
36127	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	452	451,860
36128	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	50	49,980
36129	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	52	52,020
36130	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	3等	フレコン	1,020	23	23,460
36131	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	917	917,280
36132	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	161	160,650
36133	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	30	29,730
36134	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	フレコン	1,020	53	53,040
36135	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	こしいぶき	1等	紙袋	30	175	174,960
36136	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	87	86,700
36137	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	紙袋	30	11	10,800
36138	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	ゆきん子舞	1等	フレコン	1,020	34	33,660
36139	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	フレコン	1,020	83	82,620
36140	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	1等	紙袋	30	159	159,120
36141	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	フレコン	1,020	11	11,220
36142	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	2等	紙袋	30	114	114,120
36143	新潟県	水稲うるち玄米	令和6年産	新潟県	コシヒカリ	3等	紙袋	30	14	13,650
36144	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	にじのきらめき	1等	フレコン	1,080	49	48,600
36145	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ハナエチゼン	1等	フレコン	1,080	21	20,520
36146	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ハナエチゼン	3等	紙袋	30	14	13,620
36147	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ゆめみづほ	1等	フレコン	1,080	172	171,720
36148	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ゆめみづほ	1等	紙袋	30	29	29,400
36149	愛知県	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ゆめみづほ	2等	紙袋	30	15	15,090
36150	三重県	水稲うるち玄米	令和6年産	滋賀県	にじのきらめき	1等	フレコン	960	71	71,040
36151	三重県	水稲うるち玄米	令和6年産	滋賀県	にじのきらめき	1等	紙袋	30	12	11,760
36152	三重県	水稲うるち玄米	令和6年産	滋賀県	にじのきらめき	2等	フレコン	960	22	22,080
36153	大阪府	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ゆめみづほ	1等	フレコン	1,080・1,020	112	112,140
36154	大阪府	水稲うるち玄米	令和6年産	石川県	ゆめみづほ	1等	紙袋	30	13	13,380
36155	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	鳥取県	きぬむすめ	1等	フレコン	1,080	194	194,400
36156	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	鳥取県	ひとめぼれ	1等	フレコン	1,080	147	146,880
36157	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	鳥取県	ひとめぼれ	2等	フレコン	1,080	48	47,520
36158	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	島根県	きぬむすめ	1等	紙袋	30	58	57,990
36159	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	島根県	きぬむすめ	2等	紙袋	30	41	40,770
36160	広島県	水稲うるち玄米	令和6年産	島根県	つや姫	3等	紙袋	30	12	12,000

整理番号	保管倉庫の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	備考	
36161	香川県	水稲うるち玄米	令和6年産	岡山県	アケボノ	2等	フレコン	1,080	167	167,400
36162	香川県	水稲うるち玄米	令和6年産	岡山県	アケボノ	2等	紙袋	30	12	11,520
36163	福岡県	水稲うるち玄米	令和6年産	福岡県	夢つくし	2等	フレコン	1,020	33	32,640

当該ロットの実重量 (kg) である。

丸紅食料株式会社

食品農産部フードソリューション課 殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

### 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和5年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
35001		
35002		
35003		
35004		
35005		
35006		
35007		
35008		
35009		
35010		
35011		
35012		
35013		
35014		
35015		
35016		
35017		
35018		
35019		
35020		
35021		
35022		
35023		
35024		
35025		

丸紅食料株式会社

食品農産部フードソリューション課 殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

**政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）**

（令和6年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
36001		
36002		
36003		
36004		
36005		
36006		
36007		
36008		
36009		
36010		
36011		
36012		
36013		
36014		
36015		
36016		
36017		
36018		
36019		
36020		
36021		
36022		
36023		
36024		
36025		
36026		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
36027		
36028		
36029		
36030		
36031		
36032		
36033		
36034		
36035		
36036		
36037		
36038		
36039		
36040		
36041		
36042		
36043		
36044		
36045		
36046		
36047		
36048		
36049		
36050		
36051		
36052		
36053		
36054		
36055		
36056		
36057		
36058		
36059		
36060		
36061		
36062		
36063		
36064		
36065		
36066		
36067		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
36068		
36069		
36070		
36071		
36072		
36073		
36074		
36075		
36076		
36077		
36078		
36079		
36080		
36081		
36082		
36083		
36084		
36085		
36086		
36087		
36088		
36089		
36090		
36091		
36092		
36093		
36094		
36095		
36096		
36097		
36098		
36099		
36100		
36101		
36102		
36103		
36104		
36105		
36106		
36107		
36108		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
36109		
36110		
36111		
36112		
36113		
36114		
36115		
36116		
36117		
36118		
36119		
36120		
36121		
36122		
36123		
36124		
36125		
36126		
36127		
36128		
36129		
36130		
36131		
36132		
36133		
36134		
36135		
36136		
36137		
36138		
36139		
36140		
36141		
36142		
36143		
36144		
36145		
36146		
36147		
36148		
36149		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
36150		
36151		
36152		
36153		
36154		
36155		
36156		
36157		
36158		
36159		
36160		
36161		
36162		
36163		

# 入札説明書

この入札説明書は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

## 1 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、この入札説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「条件付売渡し要領」という。）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を入札執行者に対して提出させなければならない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等受付締切日時を過ぎたときは、応札することができない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## 2 入札書の記載等

- (1) 入札書は、別紙2の書式により作成し申請者の氏名を表記し応札しなければならない。
- (2) 入札書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、入札参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして応札させる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による応札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 入札書（別紙2）の申込数量は、別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、買い受けを申し込む数量をトンの単位で記載（入力）することし、トン未満の端数を付してはならない。

また、提示数量が30トン未満の整理番号については、申込数量を当該整理番号の提示数量の全量とすること。
- (6) 入札書（別紙2）の申込単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの玄米60キログラム当たりの金額を円の単位で記載（入力）するものとし、円未満の金額を付してはならない。

なお、販売代金の支払に当たっては、落札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

- (7) 落札残が生じる場合は、これを対象として入札を行うこととし、入札は5回（初回を含む。）まで行う。

上記の入札（初回から5回）については、入札公告5の(2)の①の初度の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（初回から5回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

初回から5回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (8) (7)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに5回入札（6回から10回）を行う。

上記の落札残に係る入札（6回から10回）については、入札公告5の(2)の②の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（6回から10回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

6回から10回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (9) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

### 3 入札参加者の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 各受託事業者が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る対象米穀に対する入札数量の合計が、入札公告の1の(3)の農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する上限数量を超える者のすべての入札
- (2) 落札残に係る入札において、これまで落札した数量と落札残に係る申込数量の合計が上限数量を超えた場合の当該落札残に係る入札
- (3) 対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号の入札において、提示数量の全量を申込数量としない入札
- (4) 入札書の様式を変更した入札
- (5) 競争に参加する要件を満たしていない者がした入札
- (6) 買受申込みの際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (8) 入札者の記名のない入札
- (9) 入札価格を訂正した入札
- (10) 入札価格に円未満の数を付した入札
- (11) 入札書が所定の記載方法によらない入札
- (12) 整理番号別の提示数量を超えて入札した者の当該整理番号に対する入札

- (13) 入札の対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (14) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした入札
- (15) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の当該入札
- (16) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札
- (15) 入札公告5の(4)以外の電信、電報及びファクシミリによる入札
- (16) 公正な手段によらない入札
- (17) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した入札

#### 4 落札結果の通知

- (1) 落札の結果は、入札参加者に対し、入札執行日の最終日の翌日までに原則として入札要件審査の申請書に記載してある連絡先等に連絡を行う。
- (2) 落札の決定が遅れる等により、結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

#### 5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 6 契約の締結

- (1) 落札した入札参加者は、令和7年3月19日（水）までに契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札した入札参加者は、契約締結後、速やかに、農林水産省農産局長（農林水産省農産政策部企画課）に、条件付売渡し要領第5の1に基づく計画書を提出しなければならない。

#### 7 入札に関する問い合わせ先

東京都中央区京橋1-12-5京橋YSビル  
丸紅食料株式会社 食品農産部 フードソリューション一課  
担当： 山本・北寺  
電話： 070-4024-1203/070-4024-1204

令和7年3月3日

## 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における契約書

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/玄米 60kg
- 六 金額 〇〇〇〇円

買受数量の内訳は、別紙のとおりとする。

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定共有特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであ

って、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。  
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
  - 二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。
  - 三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。
  - 四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
  - 六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負

人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

（違約金）

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（違約金の納付期限）

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

（損害賠償）

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

（責任の免除）

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

（帳簿等の整備等）

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

2 乙は、乙の販売先との間で、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について別添様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。

3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先がとう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合や給食等を提供する事業者の販売する場合には、玄米による販売を行うことができる。

4 乙は、乙の販売先との間で、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。

5 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。

6 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第 17 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(乙に係る制限)

第 19 条 乙は、政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しの係る契約を政府と締結する。

2 乙は、前項の農産局長が定める期日について農産局長に対して協議を行うことができる。

令和 7 年 月 日

甲

乙



